

## パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	E	この条例の施行がスムーズに行われるためには、森林所有者や事業者等県民に十分な周知を行うことが重要と考えるが、今後の県民への周知についてどのように行うのか。	本条例において、理念に関する規定は令和8年4月1日に施行、事前届出義務などの規制に関する規定は令和8年10月1日施行としています。 県民への周知については、県ホームページ、県民だより、新聞広告、チラシ・ポスター配布、市町の広報誌などを通じて行う予定です。特に、10月1日の規制の施行に向けては、集中的に広報を行う予定です。
2	D	県内各地に農林事務所がある以上、届出に対し、県が助言等するのであれば、県が受付をすべきではないか。	本条例の制定及び運用にあたっては、地域事情に精通する基礎自治体である市町に連携をお願いしたいと考えています。 また、届出者にとって、市町の窓口が最も身近でありスムーズな手続につながることを、森林法に基づく事後届出の窓口と同一のため混乱しないことなどから、権限移譲の申出のあった市町においては、届出の受付を担っていただくこととしています。
3	E	契約締結の40日前までに知事に届出をすることとなり、届出窓口は市町となっているが、届出窓口をこの条例で規定するのか。 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理するのであれば、佐賀県事務処理の特例に関する条例において規定すべき。 条例で規定せず、運用で市町を届出窓口とするのであれば、同意がとれた市町のみとすべき。	「佐賀県事務処理の特例に関する条例」は、法に基づく事務について規定されているものであり、個別条例に基づく事務を市町が担う場合は、当該条例内で規定するものとなります。 なお、本条例に基づく届出経由事務については、権限移譲の申出のあった市町においてのみ、届出の受付を事務を担っていただくこととしています。
4	B	市町(届出窓口)への提出が契約締結の40日前まで、知事への送付が契約締結の30日前までとなると、市町は短い場合、10日で事務を処理することとなる。 年末年始などの長期連休の場合や通常でも関係各課への照会期間を考えると、かなりタイトなスケジュールとなるため、日数をもう少し確保すべき。	ご意見を踏まえ、契約締結の「40日前まで」に届出を受けた市町が、必要な情報を付して県へ送付する期限は、契約締結の「26日前まで」に修正しました。
5	E	市町が事前届出の内容をチェックする際、どのような添付資料を求めるかで事務量が大きく変わることが添付資料等は何か。	事前届出の添付書類としては、次の書類を想定しています。 ・土地売買等の契約の土地の位置を示す図面 ・土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し
6	E	農林事務所を経由せず、県(森林整備課)とのやり取りになるが、農林事務所との共有はしなくてよいのか。	市町を経由して県(森林整備課)へ提出された届出の内容等については、森林整備課から農林事務所へ共有します。
7	E	県条例で市町に義務付けを行うには原則として、国の法律の根拠が必要とされているが根拠を示して欲しい。	地方自治法第252条の17の2に基づき、本条例において、市町の事務の一部を規定します。
8	D	市町が意見を付して知事に送付することとなっているが、「知事に届け出なければならない」となっている中、県が受理する前に市町が意見を付するのは順番が違うのではないのか。 また、届出者への助言や利用目的その他必要な事項に関する報告・資料の提出、立入調査は知事のみができるものとなっており、そのような権限が市町にない中、適正な届出窓口や意見を付することができるか疑問である。 事前届出を県で受け付け、届出を受理するために必要な事項を把握した後、市町へ意見照会すべき。	市町が県に届出を送付する際は、主に次の2点の情報を付していただくこととしています。特に立入調査等の権限の有無に関わらず提供いただけるものと考えます。また、市町を経由して県へ届け出ること、スムーズな手続の流れになるものと考えています。 ①市町における関係条例に基づく規制の有無及び必要な手続の報告 ②届出受理時点で把握されている地元の意向等の報告

### 反映区分

- 「A」 計画等と同趣旨のもの
- 「B」 計画等の修正を行ったもの
- 「C」 計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」 計画等の修正が困難なもの
- 「E」 計画等に関する感想や質問であるもの